



### 3 遺産分割の手続

#### (1) 協議（話し合い）

相続人全員で話しがまとまれば、法定相続分にとらわれず、自由に分割の内容を決められる。 →遺産分割協議書

#### (2) 家庭裁判所での調停（話し合い）

相続人全員の意見の一致が必要。 →調停調書

#### (3) 家庭裁判所での審判

法定相続分をもとにして、各人の仕事、生活等を考慮して裁判所が分割方法を決定（民§906） →審判書

#### [改正相続法]

##### 配偶者居住権の新設

→被相続人所有の建物に居住していた配偶者は、遺産分割や遺言で配偶者居住権を取得することにより、終身その建物に無償で居住できるとともに、所有権を取得するより預貯金等の他の遺産を多く取得できるようになる。

### 4 法定相続分では不公平な場合の調整

#### [説例. 1]

Xは、農業を営んでおり、妻は既に死亡していた。長男Yと次男Zがいるのであるが、長男Yは、結婚し、Xと同居して農業を手伝ってきた。次男Zは、結婚独立しているが、5年前に自宅を建てる際にXから700万円の贈与を受けている。Xの財産としては、Yと同居している土地建物と田（時価合計1000万円）及び宮城銀行の預金300万円とYの働きによるX名義の仙台農協の貯金300万円がある。

Xが死亡した場合、YZの相続分はいくらとなるか？

父X…不動産1000万円・宮城銀行300万円・仙台農協300万円 ⇒合計1600万円

長男Y…父と同居して農業を手伝い

次男Z…家を建てる際に700万円貰う

1600×1/2で800万円ずつか？

- (1) 特別受益者…被相続人から贈与等を受けた相続人の相続分を少なくする。

民 § 903 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、900条から902条までの規定によつて算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除し、その残額を以てその者の相続分とする。

2 略

3 被相続人が前2項の規定と異なつた意思を表示したときは、その意思に従う。

4 婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第1項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。

#### [改正相続法]

配偶者への居住用不動産の生前贈与・遺贈についての改正 (民 § 903④)

→婚姻期間20年以上の配偶者への居住用不動産の生前贈与・遺贈については、原則として特別受益に含めないもとした。

- (2) 寄与分…被相続人の財産に寄与をした相続人の相続分を多くする。

民 § 904の2 共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加につき特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第900条から第902条までの規定によつて算定した相続分に寄与分を加えた額をもつてその者の相続分とする。

寄与分を300万円と考え、説例1に当てはめれば、

$$1600 + 700 \text{ (特別受益)} - 300 \text{ (寄与分)} = 2000$$

$$Y : 2000 \times \frac{1}{2} + 300 \text{ (寄与分)} = 1300$$

$$Z : 2000 \times \frac{1}{2} - 700 \text{ (特別受益)} = 300$$

[改正相続法]

特別寄与者・特別寄与料の新設（民§1050）

→相続人以外の被相続人の親族が被相続人の療養看護等を行った場合には、その者（特別寄与者）は、相続人に対し特別寄与料の請求をすることができる。

## 第2 遺言の基礎

被相続人の意思の尊重…遺言に従い相続が行われる。→揉め事を減らせる。  
法定相続人以外にも可。

### 1 遺言の方法（民§967-984）

法律に定められた形式を守らないと無効となる！

確実な方法…公正証書遺言（民§969）

公証人が証人2人以上の立会いで筆記

簡易な方法…自筆証書遺言（民§968）

全文、年月日及び氏名を自書・押印

但し、相続財産目録は自書でなくともOK

何を誰に相続させたいかを明確に書く

※簡単な遺言の文例 …ポイントは何を誰に相続させるか明記すること！

例1：一人に全財産を相続させたい場合

遺言書

全財産を、長男 甲野一郎 に相続させる。

平成31年2月4日

甲野太郎（印）

Q：パソコンで本文を書いてプリントアウトして直筆で署名したら？

平成31年3月吉日は？

拇印は？

## 例2：分割して相続させたい場合

次の財産を、長女 甲野春子 に相続させる。

仙台農協根白石支店の貯金すべて

次の財産を、長男 甲野一郎 に相続させる。

仙台市泉区根白石字君が代3番の土地・同所3番地3番の建物  
他のすべての財産を、長男 甲野一郎 に相続させる。

(注).1 財産の限定列举で終えず、包括的記載も行う。

.2 共有状態にすることは極力避ける。

### [改正相続法]

自筆証書遺言の方式の緩和

→財産目録は自書でなくともOK(民§968②)

法務局における遺言書の保管等に関する法律の制定(施行は2020年7月10日)

→自筆証書遺言を法務局で保管してもらえる

### [説例.2]

説例1において、Xが「全財産をZに相続させる。」との遺言を残して死亡した場合、Yは、Xの遺産を全く取得できないこととなるか？

## 2 遺留分による制限(民§1042~1048)

被相続人の近親者に留保された相続財産の一定の割合。

(遺産への貢献・遺族の生活を考慮)

兄弟姉妹 →無

直系尊属のみが相続人 →被相続人の財産の1/3

その他 →被相続人の財産の1/2

### 遺留分侵害額請求(民§1046~1048)

遺留分を侵害する遺言も有効。

遺留分を侵害された者で遺留分を侵害された金額を請求したい者は、1年以内に遺留分侵害額請求ができる。

説例1に当てはめてYの遺留分侵害額を計算すれば、

$$1600 + 700 \text{ (自宅建築資金贈与)} = 2300$$

$$2300 \times 1/2 \times 1/2 = 575$$

改正前だとYが遺留分減殺請求により取得する権利は、

不動産について575/1600の持分 → 23/64の共有持分 ※いろいろと不便…

預貯金について575/1600の金額 → 215万6250円

[改正相続法]

遺留分制度の改正

→ 遺留分侵害があったときに取得する権利を、共有持分から金銭債権に改正

### 第3 改正相続法の利用法や注意点

#### 1 施行時期

2019年1月13日から2020年7月10日まで、段階的に施行されることに注意。

#### 2 預貯金の払戻し制度

葬儀費用や生活費等の支払いに預貯金の払戻しが必要なのだが、遺言がなく、遺産分割協議にも時間がかかりそうな場合

[改正相続法]

ア 法定相続分の1/3の金額は単独で払戻し請求が行える（民法909条の2）

イ 保全処分による仮払い（家事事件手続法200条3項）

改正前：急迫の危険を防止する必要がある場合でないと認められない。

↓

改正後：債務の弁済、生活費の支弁等のため預貯金の払戻しの必要がある場合であれば認められることになる。

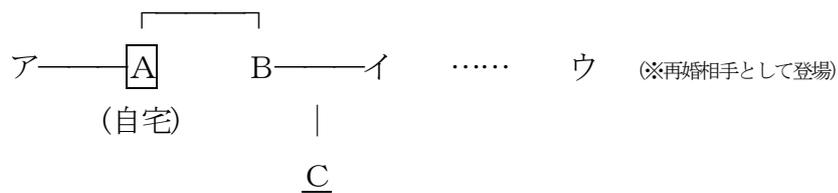
### 3 遺言

自筆証書遺言が利用しやすくなった。

- ・財産目録は自書でなくともOK
- ・法務局保管制度 →家庭裁判所での検認が不要

しかし、やはり、公正証書遺言の方が安全・確実

### 4 配偶者居住権の利用例



例.1 子供がいない夫婦で、Aは、先祖代々の不動産を一族の血を引くCに相続させたい場合

⇒Aは、Aに配偶者居住権を遺贈、Cに負担付き所有権を遺贈するとの遺言を行うことにより可能となる。

例.2 イは、Bに先立たれた後にUと再婚を考えているが、Cが相続でもめることを心配して反対している場合

⇒イは、Uに配偶者居住権を遺贈し、Cに負担付き所有権を遺贈するとの遺言を行うことにより、Cを安心させ再婚に賛成してもらえる。